電気料金メニュー定義書 【ガスもでんきも C プラン】

令和元年10月1日実施

長野都市ガス株式会社

目次

| 1 | 実施期日 | . 2 |
|----|---------------------------|-----|
| 2 | 定義 | . 2 |
| 3 | 適用条件 | . 2 |
| 4 | 電気料金 | . 3 |
| 5 | 適用廃止 | . 3 |
| 6 | 精算 | . 3 |
| 7 | ガスもでんきも C プランの定義書の変更および廃止 | . 4 |
| 8 | その他 | . 4 |
| 別表 | ŧ | . 5 |
| 1 | 燃料費調整 | . 5 |
| 2 | 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | . 6 |
| 3 | 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式 | . 7 |

電気料金メニュー定義書【ガスもでんきも C プラン】(以下「ガスもでんきも C プランの 定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)にも とづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ガスもでんきも C プランの定義書に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整における基準単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ガスもでんきも C プランの定義書は、令和元年 10 月 1 日より実施します。

2 定義

次の言葉は、ガスもでんきも C プランの定義書において、それぞれ次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ガスもでんきも C プランの定義書においても同様の意味で使用いたします。

(1) 貿易統計

税関法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

3 適用条件

当社は、以下のすべての条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガスもでんきもCプランの定義書にもとづく電気料金メニューを適用いたします。

- (1) 電気需給約款の 14(従量電灯)(2)の適用範囲に該当すること。
- (2) お客さまが、電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。) の契約者であり、かつ、当社の都市ガス需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社のガスを使用していない場合 には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 60 日未満であること。ただ し、当社が電気の契約の申し込みとガスの契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

(3) お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。

なお、ガスの契約における需要場所は、お客さまに適用される当社の都市ガス需給 に関する契約によるものとします。

4 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 286.00 円 |
|-------------------|----------|
|-------------------|----------|

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 最初の300キロワット時までの1キロワット時につき | 24.12 円 |
|----------------------------|---------|
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26.51 円 |

5 適用廃止

(1) 当社は、お客さまが 3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、ガスもでんきも C プランの適用を廃止します。

なお、3(適用条件)を満たさなくなった場合、お客さまは、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

(2)(1)の場合、適用廃止の日は、判明した日以降最初の検針日の前日といたします。

6 精算

5(適用廃止)(1)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが 3(適用条件)を満たなくなった日以降最初の検針日以降も、ガスもでんきも C プランが適用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って、適正な供給条件にもとづいて算定された金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

7 ガスもでんきも C プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガスもでんきも C プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 2(需 給約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ガスもでんきも C プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当 社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載し ます。
- (3) ガスもでんきも C プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2(需給約款等の変更)(4)に準じます。

8 その他

- (1) 当社は、電気需給約款 21(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- (2) その他の事項については、電気需給約款によります。

別表

1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨 五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0275$
- $\beta = 0.4792$
- $\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合 燃料費調整単価=(45,900-平均燃料価格)×(2)の基準単価÷1,000
- (n) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合 燃料費調整単価=(平均燃料価格-45,900)×(2)の基準単価÷1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、 その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に 適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおり といたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|----------------------------|----------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の 11 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 間 | |
| 毎年9月1日から11月30日までの期 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 間 | |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 期間 | |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日ま | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| での期間 | |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日ま | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |
| での期間(翌年が閏年となる場合、翌年 | |
| の 2 月 29 日までの期間) | |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1)口によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせい たします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再 生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
 - ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合、次のとおりといたします。
 - 第1 段階料金適用電力量=300 キロワット時×日割計算対象日数÷計量期間等の 日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます

(2) 料金電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。
- (3) 電気需給約款 20(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の 日割計算対象日数÷計量期間等の日数は、日割計算対象日数÷暦日数といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(3)にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (5) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。